

難民と認定しなかった事例**【事例 1】**

申請者は、本国において、政府に対する民主化要求闘争が始まったところから就業が困難になったこと、本国社会における法律に不備が存在することを申し立て、帰国した場合、働く場所がなく経済的な問題に直面するとして難民認定申請を行ったものである。

当該主張は、単なる本邦での稼働希望や本国社会に対する一般的な不満を述べるにすぎないもので、難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2】

申請者は、本国において、交際相手とけんかになったところ、相手を平手打ちしてしまったことから、交際相手の親族から交際を反対された上、別れるよう圧力をかけられたことを申し立て、帰国すれば交際相手の親族から危害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

当該主張は、男女交際をめぐるいさかいであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 3】

申請者は、本国において、最大野党である A 党の組織員として活動していたところ、大統領選挙後に、共に組織員として活動していた友人が所在不明となり、警察に不当逮捕されたとの噂を聞いたことから、身の危険を感じて出国した旨申し立て、帰国すれば、自身も友人同様に警察に不当逮捕され、本国政府与党から迫害されるおそれがあるとして難民認定申請を行った。

申請者は、難民認定申請において、本国を出国してから更に数年が経過した頃、当時滞在していた B 国において、本国政府の与党関係者が B 国内で情報を集めているとの噂を聞いたことから C 国向け出国した旨述べているところ、友人の逮捕や B 国を出国した経緯に係る供述には不自然・不合理

な点が認められ、申立ての信ぴょう性に疑義があること、A 党における活動は15年前に既に辞め、その後、政治的活動をしたことはない上、当時の活動内容を見ても、本国政府与党から殊更注視され迫害を受けるおそれがあるものとは認められないこと、及び、C 国滞在中に本国へ一時帰国しており、その際には、自己名義旅券により問題なく出帰国の手続を受けた上、自ら裁判所に赴き無犯罪証明書の発給を受けていることなどから、帰国した場合に、本国政府から難民条約上の迫害を受けるおそれがあるという客観的危険性があるとは認められないとして「不認定」とされた。